

湯河原町敬老のつどい

介護課 内線347

多年にわたり社会に尽くしてこられた方々を敬うとともにその労をねぎらい、「敬老のつどい」を開催します。

【日時】9月17日(月)12:40～15:35
(受付開始12:00)

【会場】湯河原中学校体育館
当日ご参加の皆様にご記念品を差し上げます。



【送迎】各地区送迎バスをご利用ください。
運行時間とコースは9月の広報に掲載します。

【祝金品】対象者宅を訪問して贈呈します。

対象	祝金品
77歳(昭和4年9月17日～昭和5年9月16日生れの方)	10,000円
88歳(大正7年9月17日～大正8年9月16日生れの方)	20,000円と祝品
99歳(明治40年9月17日～明治41年9月16日生れの方)	30,000円と祝品
100歳(明治39年9月17日～明治40年9月16日生れの方)	50,000円と祝品
101歳以上(明治39年9月16日以前に生れた方)	祝品

長寿ご夫婦に記念品を贈呈します

ご結婚50年及び60年を迎えられたご夫婦に、記念としてめもと湯飲みを贈呈します。

平成19年9月15日までに引続き1年以上湯河原町にお住まいで、住民登録をされているご夫婦です。以下に該当される方は役場介護課にお申込みください。

なお、本籍が湯河原町以外の方は、ご結婚年月日がわかる書類(戸籍の写しなど)をご提示ください。

ご結婚50年を迎えたご夫婦

昭和31年9月16日から昭和32年9月15日までに結婚されたご夫婦及びご結婚後50年を経過したご夫婦です。

すでにご結婚50年の記念品の贈呈を受けているご夫婦は対象になりません。

ご結婚60年を迎えたご夫婦

昭和21年9月16日から昭和22年9月15日までに結婚されたご夫婦及びご結婚後60年を経過したご夫婦です。

すでにご結婚60年の記念品の贈呈を受けているご夫婦は対象になりません。

【申込み】8月15日(水)までに介護課へ

住民課からのお知らせ

住民課 内線325～7

国民健康保険高齢受給者証 老人保健法医療受給者証 をお持ちの方へお知らせ

・「国民健康保険高齢受給者証」(紫色)について
(70歳以上75歳未満の方)

平成19年8月1日から有効の受給者証を、7月末に、配達記録付きの郵便で対象者の皆様にお送りしました。

なお、制度改正に伴い、年齢等の条件によって有効期限が異なりますので、ご注意ください。

・「老人保健法医療受給者証」(白色)について
(75歳以上の方等)

負担割合が変更となった方には、役場にて新しい受給者証と交換されますようハガキでお知らせしました。まだ、交換手続きをしていない方は、お早めにお越しください。

年金記録相談(社会保険事務所用)資料の無料交付について

住民課 内線326

町では、社会保険事務所と年金記録の相談をする際に必要な書類を無料で交付します。

1. 国民年金記録台帳(被保険者名簿・検認記録)の写し
湯河原町が収納事務を行っていた昭和36年から平成14年3月までのうち、昭和61年に電算化されるまでの国民年金に関する記録です。

紙製の台帳になりますので、保管・保存状況が個々に異なりますので、必ず交付できるとは限りません。あらかじめご了承くださいませようお願いします。

【交付条件】国民年金手帳をお持ちの方もしくは、国民年金番号がわかる方で昭和36年～昭和61年に湯河原町に住民登録をしていた方

【持参するもの】・本人確認できる書類(運転免許証・

パスポート・健康保険証等)

・国民年金手帳(番号)

代理人の場合は、本人からの委任状が必要となります。

【交付方法】台帳を手作業で探しますので、即日交付はできません。後日、結果を郵送でお知らせします。

2. 住民票、戸籍謄・抄本等の証明書

事前に社会保険事務所に年金記録相談に行かれた方で、社会保険事務所から、相談に必要な書類の提出を求められた方に限ります。

【交付条件】社会保険事務所からの書類をお持ちの方
【持参するもの】・本人確認できる書類(運転免許証・パスポート・健康保険証等)

・社会保険事務所からの書類